

第15回東通地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1 日 時

令和7年9月24日（水） 14:00～15:15

2 場 所

青森県庁及びテレビ会議

3 出席者

国： 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、陸上自衛隊、
海上自衛隊、航空自衛隊

関係自治体等： 青森県、青森県警察本部

オブザーバー： 東通村、むつ市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村、下北地域広域行政
事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部、東北電力株式
会社、日本原燃株式会社

庶務： 内閣府 戸塚推進官、長澤専門官、山瀬補佐、松浮主査
森防災専門官、里信防災専門官

4 議 題

- (1) 緊急時対応の取りまとめについて
- (2) その他

5 配付資料

- ・資料1 再処理施設及びMOX燃料加工施設について
- ・資料2 屋内退避の運用について
- ・資料3 原子燃料サイクル施設の原子力災害時における避難の基本的な考え方
- ・資料4 六ヶ所村原子力災害避難計画【原子燃料サイクル施設対象】
- ・資料5 原子力災害対策に向けた日本原燃 再処理工場の取り組みについて
- ・資料6 資源エネルギー庁の取組について
- ・資料7 目次（素案）

6 概 要

- (1) 緊急時対応の取りまとめについて

- 原子力規制庁から、資料1に基づき、
 - ・ 六ヶ所村に所在する再処理施設及びMOX燃料加工施設の原子力災害対策重点区域は発電用原子炉施設とは異なり、PAZは設定されておらず、UPZも同施設と比較して狭い範囲で設定されていること
 - ・ アルファ核種がメインで放出される事故に関しては、通常のガンマ線を測定

するモニタリングではもちろん測定は出来ないため、アルファ核種を測定する大気モニタによって測定する必要があること

- アルファ線のスクリーニング基準の設定が困難であるため、飲食物の摂取制限をする際にはUPZ内全域を濃度測定の対象とする必要があること
 - MOX燃料加工施設及び再処理施設の原子力災害対策重点区域を原子力災害対策指針に定めるに当たり、IAEA基準も踏まえハザードの評価を行った上で、区域設定が妥当であることを事前に確認したこと
- などについて、説明があった。

○ 原子力規制庁から、資料2に基づき、

- 従前どおり全面緊急事態時には、UPZ全域で屋内退避を実施すること
 - 屋内退避は、①原子炉施設の状態が安定していること、②プルームが滞留していないこと、この2つの要件を満たす場合に解除すること
 - 屋内退避を継続できるかを判断するタイミングの最初の目安を屋内退避開始から3日後とし、3日後以降は日々屋内退避の継続可否を判断していくこと
 - 屋内退避から避難への切替えについては、地方自治体からの情報提供等を踏まえ、国が総合的に判断すること
 - 屋内退避中に、住民が生活の維持に必要な一時的な外出をすることは、屋内退避を継続するうえで必要な行為であること
- などについて、説明があった。

○ 青森県から、資料3に基づき、

- 原子燃料サイクル施設と東通原子力発電所が同時発災した場合、東通原子力発電所に係る避難計画に準ずること
 - 避難経路は、陸路を南下する経路を基本とすること
 - 住民避難の実施方針は、避難行動要支援者及び自家用車を利用できない住民はバス、他の住民は自家用車を基本とすること、また、避難先は六ヶ所村内を基本とすること
- などについて、説明があった。

○ 六ヶ所村から、資料4に基づき、

- 原子力災害対策重点区域の範囲は、再処理工場が半径5km、MOX燃料加工施設が半径1kmをUPZとしていること
- 区域内の行政地区数は13地区であり、令和5年2月1日現在、約2,100世帯、約3,700人が避難の対象となっていること
- 安定ヨウ素剤の配布場所、バス乗車場所、避難退域時検査場所候補地、避難所（UPZ外の村内の公共施設）、基本的な避難経路及び複合災害時の

代替避難経路

などについて、説明があった。

- 日本原燃株式会社から、資料5に基づき、
 - ・ 再処理工場について、2020年7月に適合性審査の許可を受け、現在、設工認の審査を行っており、2026年度中のしゅん工を目指して審査の対応を進めていること
 - ・ 各事業所・本社対策本部の立ち上げ、緊急時対応センター（ERC）への随時報告、オフサイトセンター・青森県庁等への情報共有、全国12社の原子力事業者との協力協定の締結など、総力をあげて防災体制を整えていること
 - ・ 訓練や職員の教育を通じて事故収束能力を高めていること
 - ・ 原子力災害の発生に備えて、要配慮者の搬送、避難退域時検査等の要員を派遣する準備をしていること、また、避難に際して緊急時モニタリングなど協力していくこと
- などについて、説明があった。

- 経済産業省資源エネルギー庁から、資料6に基づき、
 - ・ 第7次エネルギー基本計画において「六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の竣工は、必ず成し遂げるべき重要課題」であり、進捗管理や人材確保等を「官民一体で責任を持って取り組む」旨を明記していること
 - ・ 国としては使用済燃料対策推進協議会の幹事会を四半期に一度開催し、進捗管理や追加的な人材確保の機動的な調整を実施するなど、官民一体で対応していること
- などについて、説明があった。

- 内閣府から、資料7に基づき、
 - ・ 「緊急時対応」において、東通原子力発電所に関する原子力災害への対応を第1章、六ヶ所再処理工場に関する原子力災害への対応を第2章とし、今後、本作業部会で取りまとめ作業を進めていくこと
 - ・ 各項目における記載内容の概要
- などについて、説明があった。

(2) その他

- 内閣府から、今回示した「緊急時対応」の目次（素案）について、意見等がある場合は、1週間以内を目安に連絡をいただきたい旨の依頼を行った。

以 上